第30回更新・新規加入のご案内

JR九州労組
年金共済

（拠出型企業年金保険）

1人の高齢者を支えるための生産年齢人口

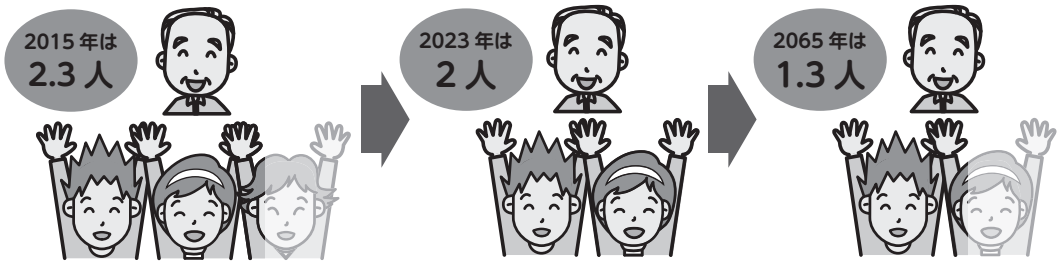

少子高齢化社会において一人の高齢者を支える生産年齢人口は減少すると予想されます。

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

●老後を安心してすごすために自助努力をしましょう

**より豊かな将来のために、
在職中の今からコツコツと
資産を積み立てていく制度です**

保険料について

払込方法	1口の金額	加入範囲	加入条件
月　　払	1口　1,000円	3口～200口	最低申込口数は3口
ボーナス払（冬・夏）	1口 10,000円	1口～999口	月払に加入していること

※ボーナス払、一時払は月払への加入が条件となります。　※保険料は毎月の給与から控除します。（初回は12月より）　※保険料負担者は本人です。
※一時積み増しについては、P3に記載があります。

申込締切日

2022年9月27日(火)

お問い合わせ先

九州旅客鉄道労働組合

加入日（責任開始日）

2023年1月1日(日)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP4～P5に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

九州旅客鉄道労働組合

ゆとりある老後を応援する、

意向確認
［ご加入前のご確認］

年金共済は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

MYセカンドライフ応援ネット

本サービスは、拠出型企業年金保険において基本年金を受給中の被保険者がご利用いただけるサービスです。

1 24時間健康・医療相談サービス	**フリーダイヤル（無料）／24時間／年中無休** 健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が24時間年中無休で対応します。
2 介護相談サービス	**フリーダイヤル（無料）／24時間／年中無休※** 介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。
3 FP相談サービス	**フリーダイヤル（無料）／24時間／年中無休** 相続やライフプランについて専門家が疑問・相談に回答します。
4 終活相談サービス	**フリーダイヤル（無料）／24時間／年中無休** 葬儀に関する疑問やご供養のこと、仏壇、墓などのご相談にお応えいたします。

※ 介護相談サービス事業者のお取次・ご紹介の受付は月～金曜日10:00～16:00（祝日・年末年始は除く）

ゆとりある
ライフプランのために、
自助努力による
年金制度で将来への
備えをしましょう。

積立加入例

◆加入年齢　30歳
◆積立期間　30年
◆加入口数　月　　払……10口（10,000円）
　　ボーナス払（冬・夏）…2口（20,000円）

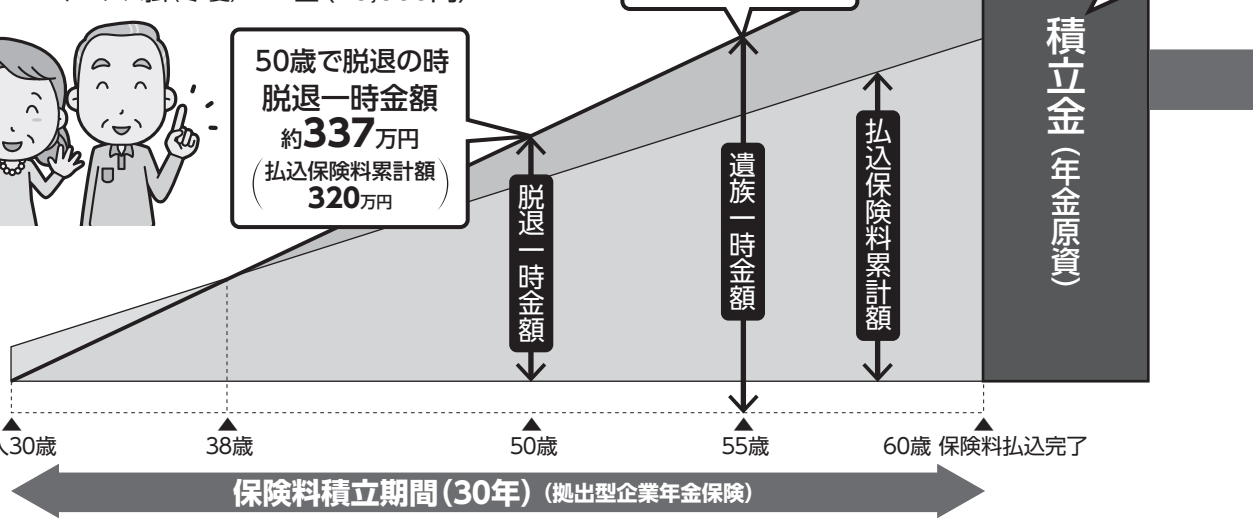

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
（1）年間保険料657万円を常に維持していること。
（2）加入者全員の保険料が前月末日に入金されたものであること。
（3）給付額試算表の給付額は、予定利率（2022年6月1日現在 年1.25%）に基づき計算しています。
なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金受取例

上記、積立加入例（約530万円）の場合

10年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。

約530万円の積立金の場合

10年間受取累計額
約557万円

60歳　70歳

15年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が15年間支払われます。

約530万円の積立金の場合

15年間受取累計額
約574万円

60歳　75歳

15年保証期間付終身年金

加入者が生存中、終身にわたり「年金」を受取れます。
15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。

約530万円の積立金の場合

15年間受取累計額
約387万円

60歳　75歳　終身まで

JR九州労組の年金共済。

受取方法 積立満了後に、以下のいずれかの受取り方法を選択できます。

●年金受取りの場合（例：年金原資約530万円の給付額試算表）

（男性60歳開始の場合）

10年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 557,730円	約 557,730円
2年	約 557,730円	約 1,115,460円
3年	約 557,730円	約 1,673,190円
4年	約 557,730円	約 2,230,920円
5年	約 557,730円	約 2,788,650円
6年	約 557,730円	約 3,346,380円
7年	約 557,730円	約 3,904,110円
8年	約 557,730円	約 4,461,840円
9年	約 557,730円	約 5,019,570円
10年	約 557,730円	約 5,577,300円
合計	約 5,577,300円	

15年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 383,240円	約 383,240円
2年	約 383,240円	約 766,480円
3年	約 383,240円	約 1,149,720円
4年	約 383,240円	約 1,532,960円
5年	約 383,240円	約 1,916,200円
6年	約 383,240円	約 2,299,440円
7年	約 383,240円	約 2,682,680円
8年	約 383,240円	約 3,065,920円
9年	約 383,240円	約 3,449,160円
10年	約 383,240円	約 3,832,400円
11年	約 383,240円	約 4,215,640円
12年	約 383,240円	約 4,598,880円
13年	約 383,240円	約 4,982,120円
14年	約 383,240円	約 5,365,360円
15年	約 383,240円	約 5,748,600円
合計	約 5,748,600円	

15年保証期間付終身年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 258,360円	約 258,360円
2年	約 258,360円	約 516,720円
3年	約 258,360円	約 775,080円
4年	約 258,360円	約 1,033,440円
5年	約 258,360円	約 1,291,800円
6年	約 258,360円	約 1,550,160円
7年	約 258,360円	約 1,808,520円
8年	約 258,360円	約 2,066,880円
9年	約 258,360円	約 2,325,240円
10年	約 258,360円	約 2,583,600円
11年	約 258,360円	約 2,841,960円
12年	約 258,360円	約 3,100,320円
13年	約 258,360円	約 3,358,680円
14年	約 258,360円	約 3,617,040円
15年	約 258,360円	約 3,875,400円
合計	約3,875,400円	

※15年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（2022年6月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

●一時金…年金のお支払いにかえて積立金を一度に受取ることも可能です。

○**積立金の中途払い出しはできません。**
（積立金がやむを得ず必要なときは、脱退をすることになります。）

○**個人年金保険料控除適用が受けられ、年末調整の時に税金が軽減されます。**
（個人年金保険料控除の対象となる方は、加入日から保険料払込完了年齢までの払込期間が10年以上ある方に限ります。
また、他に個人年金保険料控除の適用を受けていない場合です。）
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

●中途脱退した場合には、脱退一時金が支払われます。（保険料払込期間中）

◆月払保険料　1口（1,000円）の給付額試算表

加入年数	払込保険料累計額	積立金額（脱退一時金額）
1年	12,000円	約 11,620円
2年	24,000円	約 23,340円
3年	36,000円	約 35,150円
4年	48,000円	約 47,070円
5年	60,000円	約 59,090円
6年	72,000円	約 71,210円
7年	84,000円	約 83,440円
8年	96,000円	約 95,780円
9年	108,000円	約 108,230円
10年	120,000円	約 120,790円
15年	180,000円	約 185,330円
20年	240,000円	約 252,880円
25年	300,000円	約 323,630円
30年	360,000円	約 397,730円

◆ボーナス払（冬・夏）保険料　1口（10,000円）の給付額試算表

加入年数	払込保険料累計額	積立金額（脱退一時金額）
1年	20,000	約 19,420円
2年	40,000	約 39,010円
3年	60,000	約 58,760円
4年	80,000	約 78,680円
5年	100,000	約 98,770円
6年	120,000	約 119,030円
7年	140,000	約 139,480円
8年	160,000	約 160,100円
9年	180,000	約 180,910円
10年	200,000	約 201,910円
15年	300,000	約 309,790円
20年	400,000	約 422,710円
25年	500,000	約 540,980円
30年	600,000	約 664,870円

《中途脱退の取扱いと課税》

①本人が脱退を申し出た場合、脱退一時金が加入者本人に支払われます。
②脱退一時金は一時所得の対象となり、下記算式により課税対象額が発生した場合、他の所得と合算し課税されます。ただし他に一時所得がない場合、（脱退一時金額－払込保険料累計額）が50万円以内であれば、実質的に非課税（他の一時所得がない場合）となります。
（算式）課税対象額＝（脱退一時金額－払込保険料累計額－50万円）×1/2
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
③個人年金保険料の課税所得控除を受けていた方が保険料払込期間10年未満で中途脱退した場合でも、それまで受けていた個人年金保険料控除は、そのまま認められます。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

JR九州労組「年金共済」制度規程

新規加入資格	加入日（毎年1月1日）に満18歳以上58歳未満の九州旅客鉄道労働組合員で申込日現在、健康で正常に就業している方。 個人年金保険料控除適用になる方は保険料払込満了年齢（60歳）まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は保険料払込完了年齢（60歳）まで2年以上ある方になります。
新規加入及び口数変更(増口・中止)の取扱い	年1回、定められた申込期間中に限り、加入及び増口・一部中止を受け付け、1月1日付で取扱います。 加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について保険料の払込を中止することができます。中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む。）、結婚（親族の結婚を含む。）、債務の弁済、その他加入者が保険料の拠出に支障がある場合。※中止の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払出せず、積立てておきます。
在職中の給付	在職中に脱退または死亡したときは、次の給付があります。 脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。） 死亡したとき：遺族一時金（加入者の遺族に支払われます。） 遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額 遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。
脱退の取扱い	次の事由に該当したときは、この制度から脱退するものとします。（脱退一時金は、加入者の指定する口座に送金します。） ①会社を退職したとき。 ②申込期間中に脱退の申込みをしたとき。（毎年1月1日付の脱退） ③随時組合へ脱退の申し出をしたとき。
中途脱退の取扱いと課税	①本人が脱退を申し出た場合、脱退一時金が加入者本人に支払われます。 ②脱退一時金は一時所得の対象となり、下記算式により課税対象額が発生した場合、他の所得と合算し課税されます。ただし他に一時所得がない場合、（脱退一時金額－払込保険料累計額）が50万円以内であれば、実質的に非課税（他の一時所得がない場合）となります。 （算式）課税対象額＝（脱退一時金額－払込保険料累計額－50万円）×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ③個人年金保険料の課税所得控除を受けていた方が保険料払込期間10年未満で中途脱退した場合でも、それまで受けていた個人年金保険料控除は、そのまま認められます。 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
積立満了時のコース選択	• 年金受取人（保険料負担者）は被保険者本人です。 • **満50歳未満で加入された方** 保険料払込完了年齢（60歳）に達した時、または加入10年以上かつ満55歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。但し、満60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。 ※加入10年以上で満55歳以上で脱退された場合、最長5年間据え置き期間を設けることができ、満60歳から確定年金の受取も選択することができます。 • **満50歳以上で加入された方** 保険料払込完了年齢（60歳）に達した時、または当制度から満55歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。 ※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。但し、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。 • 年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3ヵ月ずつに分けてお支払いします。 • 確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。 • 加入者はお申し出により、年金開始を最長5年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。ただし、繰延期間中、保険料の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。 **①確定年金** （10・15年間）基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 **②保証期間付終身年金** 保証期間中（15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年一回所定の書類のご提出が必要となります。保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。但し、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
配当金支払方法について	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。
残高通知について	積立残高については 2 月中旬頃所属を通じて加入者に通知します。
保険料控除	払込保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。（他に個人年金保険料控除を受けていない場合） ※個人年金保険料控除の適用を受けるには、加入者個々について保険料払込期間が10年以上あることが条件となっております。また、個人年金保険料控除の適用とならない加入者につきましては、一般の生命保険料控除の適用が受けられます。（他に一般の生命保険料控除の適用がない場合） ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
一時積み増しについて	月払とボーナス払に加え、別途一時積み増しをすることができます。 ただし金額は、1 口 1 万円単位で、最高 2000 口 2000 万円までとし、年 2 回の定められた日（1 月 1 日、および 8 月 1 日付）とします。なお、在職中の積立に加え、年金選択時に別途一時積み増しをすることも可能です。ただし金額は、1 口 1 万円単位で、最高 2000 口 2000 万円までとし、確定年金を選択した場合には、年金選択時における既積立金額を限度とします。 また、退職時一時払も選択でき、1口1万円単位で最高 2000 口 2000 万円までを限度とします。 月払とボーナス払保険料については、表紙に記載がありますのでご確認下さい。

個人情報に関する取扱いについて<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
※この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

（引受会社）明治安田生命保険相互会社 九州・沖縄公法人部 法人営業部 〒812-0011　福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4階　TEL 092-452-8080

MY-A-22-企-006474